

いざいざ、いざいざのときのためにも

避難行動要支援者名簿の

作成にご協力ください

市では、災害などが発生した場合、自力で安全な場所へ避難することが難しい避難行動要支援者を支援するため、「避難行動要支援者名簿」の作成を行っています。この名簿は消防、民生委員、町内会などの支援者に事前提供され、災害時の安否確認および避難支援はもとより、日頃の見守り活動などにも活用されます。

☎ 福祉課福祉係 ☎ 6718

■対象

- ▼70歳以上の一人暮らしのかた
- ▼70歳以上のかたのみで構成される世帯のかた

- ▼介護保険の要介護3以上のかた
- ▼障害者手帳（身体1・2級、愛護手帳A、精神1級）をお持ちのかた

※身体は心臓、腎臓のみの障害のかたを除く。

- ▼右記以外で避難に支援が必要なたも希望により登録できます。

■登録方法

名簿の内容には個人情報が含まれています。支援者に事前に情報を提供するためには、支援を必要とするかた（要支援者）の同意が必要となります。

3月中旬に、該当すると思われる

かたへ登録申請書と外部提供同意書を郵送しますので、ご記入の上、封の返信用封筒にてご返送ください。※郵送されなかつたかたで、登録を希望する場合はご連絡ください。

■注意事項

- ▼災害時には要支援者を支援する支援者も被災する可能性があります。支援者が必ず支援してくれるとは限りませんので、ご理解ください。
- ▼災害発生時に必要であると認める場合は、災害対策基本法により同意の有無にかかわらず避難支援の実施に必要な限度で、関係機関などへ情報提供を行います。

※市で従来実施していた「災害時要支援者支援事業」に登録しているかたにも書類を郵送しますので、ご記入をお願いします。

60歳未満で会社などを退職されるかたは

国民年金の加入手続きが必要です

60歳未満で会社などを退職されるかたや、そのかたに扶養されている配偶者は、国民年金の加入手続きが必要です。保険証を任意継続されるかたも国民年金への切り替えが必要です。

☎ 国民課国民年金係 ☎ 6753

■会社などを退職したとき

会社などを退職すると本人（第2号被保険者）と配偶者（第3号被保険者）は国民年金の加入手続きをすること、第1号被保険者となります。

◆手続きに必要なもの

- ▼印鑑▼年金手帳▼資格喪失証明書など

■手続きをしないといけないと

国民年金に未加入、または加入しているも未納にしていると、老後に受け取る年金を受けられなくなったり減額になったりします。また万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。厚生年金へすぐに加入する予定でも空白期間が1日でもあれば、国民年金への加入手続きが必要です。

■保険料の納付方法

国民年金保険料は、日本年金機構

から郵送される納付案内書で、各金融機関やコンビニエンスストアで納付することができます。※口座振替やクレジットカードでも納付できます。

◆手続きに必要なもの

- ▼通帳▼銀行届出印▼クレジットカードなど

※前納払いにすると保険料の割引があります。

■納付に困ったら

保険料の納付に困ったときは、免除制度に該当する場合があります。雇用保険受給資格者証や離職票を持参の上、早めにご相談ください。免除が認められると、年金を受給するための資格期間に反映され、老後に受け取る年金額にも計算されます。

